

改正児童福祉法の概要について

児童福祉法が改正されて、17年4月から施行されます。

改正内容について少し詳しく説明したいと思います。

まず第一は、児童相談における県と市町村の役割が変わります。従前の児童相談所は、法に基づき、子どもに関するあらゆる問題について、家庭などからの相談に応じてきました。

一方市町村は、子育て支援の一環として、保育に欠ける子どもと保育することが主な仕事でした。

今回の改正では、住民の皆さんに身近な市町村において、児童相談に応じることとし、虐待の未然防止・早期発見と中心に積極的な取組が、市町村に求められることとなります。

具体的には、児童虐待の通告や相談を受けた場合は、一般の子育て支援サービスなどの、住民に身近な色々な社会資源を利用することで問題が解決すると判断される比較的軽微な相談等については、市町村が中心となって相談に応じます。

さらに、相談等の緊急度や困難度などを判断するための情報収集を行い、強制的な立入調査や子どもの一時保護、専門家による判定、あるいは児童養護施設への入所等の行政権限が必要と判断される困難な相談等については、児童相談所に直ちに連絡とすることとなります。

従って、市町村は、自らが解決できると考えられる比較的軽微な相談等や重篤な相談等に関する窓口になり、さらに相談が旨く解決しているかどうかの進行と管理する役割も担うこととなります。

市町村が取り扱う相談は、虐待を受けた子どもの相談に限らず、障害を持つ子どもや非行児童の福祉の相談など、子どもに関するあらゆる種類の相談が含まれ、子どもやその家庭、学校等関係機関から相談と求められた場合は、キチンと相談に乗ってあげる必要があります。

これらの事務と適切に行うため、児童福祉法改正の国会審議のなかで、衆議院において全会一致で修正・追加された事項として、「市町村は、必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない」とされました。

改正児童福祉法が絵に描いた餅にならないように、市町村に具体的な努力と義務を課したものです。

他方、児童相談所の役割は、専門的な知識や技術と必要とする事例への対応や市町村の後方支援に重点化した仕事とすることになります。

具体的には、市町村相互間の連絡調整や情報提供、市町村職員に対する研修の実施など、市町村において児童相談が行えるように必要な援助を行うほかに、個別の相談事例についての初期対応や進行管理も含めて、児童相談への市町村のかかわりについて技術的援助や助言を行います。

住民から直接、虐待通告や相談を受け、あるいは市町村では対応が困難な相談事例の送致を受け、立入調査や一時保護、児童養護施設への入所などの児童相談所が持っている強制権限を使いながら、子どもや保護者に対して専門的な支援を行います。

このように児童相談にかかる体制の充実とすることで、県と市町村の役割が大きく変わることが、今回の改正の重要な部分です。

その他今回の改正で、里親の権限の拡大、職業指導里親の創設等の里親制度についての改正、児童養護施設と退所した子どものアフターケア、要保護児童に関する司法関与の強化等がありますが、紙面の都合上、次回に説明したいと思います。

中央児童相談所長 上廣 正男

ADHDへの対応

エミール第3号で「ADHDとは」について説明しましたが、今回はその対応についてお話ししたいと思います。

ADHDの症状に対して、リタニンという薬物療法が効果を持つことは少なくありません。薬を効果的に用いることで、叱られる回数が減るのであれば、子どもにも、大人にも好ましいことです。

しかし、こうした薬は脳の機能を活発にすることは出来ても、障害そのものを治すことは出来ません。そのため、家庭や学校がADHDの特徴を理解し、子どもの症状に合わせた配慮をすることが必要です。

例えば、「課題の時間を短くする。」、「目で見て分かるように動作や絵やカードを用いて指示をする。」、「よけいな刺激（物や音など）を整理する。」といった環境調整は、効果的な方法の一つです。

ADHDの子どもにばかりに努力を求めるのではなく、集中力の弱さをカバーし、子どもがなるべく「失敗をしない」、「叱られない」ように配慮してやることは、子どもに達成感を与え、自信を取り戻させることになるでしょう。

また、こうした環境調整と併せて、出来る限り「ほめてあげる機会」をつくることも大切です。「配慮しているのだから、出来て当然」という姿勢でなく、仮に大人がほとんど手伝った課題でも「よくやった、ここの部分は自分で出来たじゃないか」と積極的に、ほめてやれるかどうかは、周りの大人にかかって

います。

ADHDの子どもに「ほめられた、それならもう一回やってみよう」と思わせることが出来れば、「長続きしない」というADHDの行動特徴に変化を与えることが出来るかもしれません。

ADHDの子どもが劣等感を抱いたまま放っておかれると、思春期に不登校、非行といった情緒面での問題を起こしやすくなります。

ADHDの特徴を理解し、適切な配慮をすることで二次的な問題をいかに防ぐか、そこが我々大人に課せられた最大のポイントと言えるのではないのでしょうか。



著書

「夜回り先生」から学ぶ

「いいんだよ 過去のことは・・・」と 著者の水谷 修先生は、横浜市で 定時制高校教師をしながら、12年間夜の街で出会う少年たちに語り歩いている。「夜回り先生」は、不登校、非行、リストカット、薬物乱用に陥った少年たちにたいして、水谷先生のやさしい、しかも根気強い働きかけで、自立の道に立ち直らせようとした実践記録である。

少年たちは、過去のことを引きずりながら、社会に対してそっぽを向き、あるときは反抗し、あるときは自分を破壊していく・・・、そんな少年たちと接点をつくらうとして夜の街に出て行く。少年たちは、大人たちに何を求めているのか、大人は何をしたらよいのか、水谷先生は煩悶しながら少年たちと語り、一緒になって考えようとする。

先生の少年たちにしっかりと向き合おうとする姿勢に強く心打たれるものがあり、児童相談所に勤務する一人として、学ぶところが大きい書物である。

著者は、昨年12月に久居市で講演をしている。講演会に出席できなかったもので、どんな先生だろうと書店で書物をもとめることになった。随所に白黒写真が挿入されており、言葉では言い尽くせない心の面を一層読者に読み取らせようと迫ってくる。

総合調整 G 泉 正幸

あなたは大切な人

中学3年生の彼女はやがて高校を受験するというのに、受験日も覚えていなかった。勉強どころではなかったのだろう。3ヶ月前、父親から「お前さえいなかったら・・・」といわれ悩み続けてきたという。「おかあさんもいろいろ抱えているから相談できない・・・」と小さな声で、肩を震わせ、涙を流しながら訴えた。

彼女は5人兄弟の長子。妹や弟の朝食を食べさせ、保育園の送迎をしている。弟たちがぐずり朝食を食べないと、父親から叩かれる。学校も休みがち。おとなしく、エネルギーの乏しさがうかがえる。

DVの環境で育ち、子どもらしい近所遊びもさせてもらえなかったのだろう、拳句の果てには自分の存在を否定されたのである。

長い間悩み、教諭を通じて相談を申し入れてきた。友達には相談していたというが、大人に相談できたことで、やっと児童相談所に繋がった。

大人に相談できたことはすばらしい行動であったと、彼女の行動を高く評価した。しかし、彼女自身も相談したことが親に知られるのを恐れている。今後は、自らも救いを求めることができるように電話番号を渡した。

直ぐ、生命の危険はないとはいっても、このような心理的虐待は身体的虐待よりも重篤である。子どもに力をつけて、生まれてきて良かったと思えるような経験をしていただきたいと思うが、力不足に悩むばかりである。

エンパワメント・センター森田ゆり氏によれば、虐待を受けた子どもが最も必要としているのは、自分の気持ちを認めて大切にしてくれる大人、自分を温かく包み、守ってくれる大人の存在という。また、誰でもが、虐待を受けた子どもに出会った一人の隣人として、立ち止まり、そっと手を当てることができるという。「聴くこと」それは誰でもできる心の手当てであり、大人が子どもに与えてあげることができる、最も素晴らしい贈り物という。

今後も彼女に、「あなたは大切な人」と繰り返し伝えていこうと思う。

保健師 奥山恵子



子どもたちの声はどこに・・

うさぎ追いし かの山 こぶな釣りし かの川
夢は 今もめぐりて 忘れがたき ふるさと

この歌を耳にすると、田園風景や、さらさら流れる小川♪・・その風景の中で生き生きと遊ぶ子供たちの声が聞えてくるような気がします。しかし、現実には郊外にある我が家の外でも、年々外で遊ぶ子供たちの姿は少なくなり、里山を追われたサルの声聞く事は増えましたが、子供たちの声を聞く機会は減っています。

2002年3月に開かれた「睡眠文化フォーラム」では、東京医科歯科大学の神山潤先生が「子供は眠るものと古くから考えられてきたが、最近子供たちの特権であった眠りが脅かされている。」と発表されています。調査では、「睡眠不足」を自覚している小中学生がこの10年間で約1.5倍に増加しているとのこと。また、夜10時以降に就寝する3歳児の割合は昭和55年の22%に対して平成12年では、5.2%となっています。

朝日を浴びて昼間は充分体を動かし、夜はバタンキューと寝る。人間の体内時計を作る生活のリズムの確立ができにくくなっている状況を反映していると思われます。外から、そして内からも生物としての人間が生きていく条件が脅かされている現在、子育てという営みも同様に脅かされているのではないのでしょうか。ことばの相談を児童相談所で担当してから、5年前、10年前と比べると、ことばの悩みだけでなく、育児全般に不安を持っている保護者の方が、じわりと増えている気がします。

児童相談所では毎月数名の新しい相談があります。初めての方は、まず保護者の方からことばの悩みについてお伺いし、その後お子さんが受け容れてくれそうであれば言語検査を行います。お子さんが、初めての場所なのでとても緊張してみえ、実力が発揮できそうでなければ、少しリラックスをして貰えそうな遊びを行いその後検査に入ります。検査の結果を保護者の方にお伝えしながら、子どもさんは好きな遊びを行ってもらいます。児童相談所には大きなプレイルームと小さなプレイルームがあり、大きなプレイルームでは滑り台ですべったり、トランポリンも楽しめます。緊張がほぐれ生き生きと遊ばれる姿を見て、あるお母さんは「こんなに広いところは家にはないので、とってものびのび遊んでいますわ。家では狭いところで走り回ると、つつい叱ってしまいます。」と話されました。

また連続して通ってもらう中で、あるお父さんは、「家では仕事が忙しくなかなか相手になってやれません。ここでは仕事の事を忘れ、思いっきり遊んでやれます。子どもと遊ぶのはとっても楽しいことが解りました。」と言われました。

今日も児童相談室のプレイルームには子どもの楽しい表情があり、声が響きます。それを一緒に楽しめる保護者の方の姿を拝見すると、私もとっても嬉しくなります。ことばを育てる＝言語療育と考えるとその原点はこの姿にあるのでは・・・。と思う日々です。

言語聴覚士 伊藤順子

児童相談所勤務を省みて

私は、児童相談所に3度、通算13年お世話になりました。時代によって移り変わる児童相談の様子について、思いつくままに書かせていただきます。

1度目 中央児童相談所（昭和46年度～53年度まで）

私が児童相談所に最初に勤務したのは、昭和46年4月でした。すでに児童福祉司は、児童相談所長の指揮監督下になっていましたが、当時はまだ、児童福祉司室という“知事直属”の雰囲気を残していたときでした。お偉い方が権限を持って、児童福祉司業務をなさっていました。

私は、大学時代に児童心理や児童相談を学んでいましたし、福祉事務所に4年間勤務した経験がありましたが、当時の児童福祉司の動き方やケースワークは、私が持っていたイメージと少し違っていました。

福祉六法はじめ諸制度が整った後の時代で、保育所が増えて、福祉の専門性も問われるようになりました。

また、コロニーなど障害児施設整備が盛んに行われ、障害児を家庭で囲い込んでいては本人の力が伸びにくいから、集団の中で指導をとという考え方に変わっていました。障害児保育や心身障害児通園事業など、早期対応も叫ばれていました。児童相談所においても障害幼児グループ指導を行っていました。

自閉症の概念は、今のように研究が進んでなくて、障害の原因が親にあるといわれ、泣いていた母親にも出会いました。また、障害児を産んだといって離婚されたお母さんと一緒に泣いたときもありました。当時に出会い、今でも谷川さんと声をかけてくれる重症心身障害児を育てているお母さんから、どれだけ多くのことを教えられたことだろうと思います。

オイルショックで、日本が経済的に低迷していた時代のことです。今思うとDVのケースですが、酒乱の夫に暴力をふるわれ、他県に逃がしてやった母子がありました。その後どうなったと思いをはせる昨今です。

両親ともアルコール依存症であった家庭に育った子どもが、両親と同様なことにならないか心配をしていたケースがありましたが、連鎖は断ち切れず、アルコール依存で、子どもを今、施設に預けています。非行児問題では、小学校4年生の子どもを家庭裁判所に送致して施設入所させた、やるせない思い出もあります。

2 度目 中央児童相談所（昭和61年度～平成2年度まで）

8年ぶりの児童相談所は、様変わりをしていました。何事も三重県と都会とは、タイムラグあり、都会よりも何年か遅れて三重県中央児童相談所にも家庭内暴力と校内暴力の相談が増加していました。相談件数が多いことと関係機関との連携等で時間がかかることで、児童相談所はてんでこ舞いでした。「積み木崩し」や「親行」がはやっていたときです。

この時代は、里親開拓に努力をしていました。殊に、特別養子縁組制度は、親子間の安定、子どもの権利の保障など、胸のときめくものがある制度です。扱った何ケースかが、縁組成立となり、幸せな便りが今も届いています。

人の人生に石を投げることほど恐ろしいものはないのですが、子どもをお受けいただく里親さんは本当に尊い方で、敬意を表さずにはられません。

私は、大阪の養護促進協会主催のワークショップ、里親ケースワーク研修を受けることができました。今まで一度も経験ない実のあるケースワーク技術の内容で、児童相談所のケースワークに大いに取り入れなければならないことばかりで、大変感銘を受けました。

3 度目 中央児童相談所（平成15年度～平成17年度まで）

最後の職場として13年ぶりに3度目の児童相談所勤務となりました。地方分権化が進む中、福祉職員の第1戦の職場が、次々に市町村に委譲されて残り少なくなっている状況において、児童虐待等今日の問題に関係する重要な職場が、私を迎えてくれたと思いました。2年間ケースに取り組ませていただき、深く感謝しています。

思いつくままに職場を去るに当たって書かせていただきました。

これから児童相談所の組織が変わり、児童相談業務も市町村がその一翼を担うこととなり、より住民に身近なところで、児童問題が対応がされることになりました。

これからの社会情勢は決して楽観できる見通しはなく、世相は弱者である子どもに投影されると思います。

少子社会を迎え、安心して子どもを生み育てることのできる世の中にするため、児童相談所に期待されることも多いと思います。職員の皆様方には、ご健康でご活躍されるよう祈念いたします。

また、関係機関の皆様には、多大なるご理解とご支援をいただきましたことを紙面をお借りしてお礼いたします。長い間、ありがとうございました。

児童福祉司 谷川 和

『黄金の魚』

おおきなさかなはおおきなくちで
ちゅきゅうくらのさかなをたべ
ちゅきゅうくらのさかなは
ちいさなさかなをたべ
ちいさなさかなは
もっとちいさな
さかなをたべ
いのちはいのちをいけにえとして
ひかりかがやく
しあわせはふしあわせをやしないとして
はなひらく
どんなよろこびのふかいうみにも
ひとつぶのなみだが
とけていないとういことはない

久しぶりに詩集を手にしました。引用した詩は「パウル・クレー」の絵に谷川俊太郎が詩を付けた「クレーの絵本」です。

仕事に追われて最近では、詩を読むこともなくなっていたことに気がきました。

美しい絵を見、美しい言葉の調べに心を漂わせる。そんなささやかな楽しみを大切にしたいと思います。

児童福祉司 北森 敬子

